



平成22年12月3日

各 位

会社名 株式会社キタック
代表者名 代表取締役社長 中山輝也
(JASDAQ・コード4707)
問い合わせ先
役職・氏名 経理部長 高橋幸雄
電話 025-281-1111

定款の一部変更及び会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成22年12月3日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年1月13日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条について、事業目的を一部変更するものであります。
- (2) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」第8条第1項の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、監査役会及び会計監査人を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。
その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日	平成23年1月13日(木)
定款変更の効力発生日	平成23年1月13日(木)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>(1) ~ (3) (条文省略)</p> <p>(4) <u>土木建築及び環境に関する図書、印刷物(地図を含む。)</u>の企画製作並びに出版及び販売</p> <p>(5) <u>土木建築及び環境に関するシステムの</u>開発、設計、製造並びに指導及び販売</p> <p>(6) ~ (11) (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 (条文省略)</p> <p>(1) ~ (2) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>第 30 条から第 32 条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 図書、印刷物(地図を含む。)の企画制作並びに出版及び販売</p> <p>(5) システムの開発、設計、製造並びに指導及び販売</p> <p>(6) ~ (11) (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 30 条から第 32 条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会招集の通知)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会を招集するには、会日の 3 日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急その他の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役はこれに記名、押印または電子署名を行い、当会社に備え置く。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>33</u> 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 <u>会計監査人</u></p> <p><u>(選任)</u></p> <p><u>第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(報酬等)	
第 <u>33</u> 条 (条文省略)	
(新設)	
(新設)	

